

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第6号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(射水市監査委員条例の一部改正)

第1条 射水市監査委員条例(平成17年射水市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 射水市病院事業の設置等に関する条例(平成17年射水市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第5条中第「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(射水市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 射水市水道事業の設置等に関する条例(平成17年射水市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」

に改める。

(射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 射水市下水道事業の設置等に関する条例(平成23年射水市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年射水市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。